

健全化判断比率の報告について

平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成 24 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

平成 23 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	10.9 (25.0)	111.2 (400.0)

1 表中の括弧内の数値は川崎市に適用される早期健全化基準である。

2 表中の「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。